

令和 2 年 度  
立 木 第 1 回

入 札 の ご 案 内

実施年月日：令和 2 年 5 月 1 2 日（火曜日）  
場 所：東京神奈川森林管理署 入札室  
日 時：1 3 時 3 0 分締切 即時開札

神奈川県足柄上郡山北町中川 中川国有林 皆伐 2 件

東京神奈川森林管理署

〒254-0046

神奈川県平塚市立野町 3 8 - 2

TEL 0 5 0 - 3 1 6 0 - 6 0 1 0

FAX 0 4 6 3 - 3 2 - 2 8 6 8

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に  
関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

# 公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

## 記

### 1 入札及び開札の日時

令和2年5月12日（火曜日）

入札開始 13時30分 入札参加資格確認受付開始

締切 13時40分 締切後即時開札

### 2 入札及び開札の場所

東京神奈川森林管理署 入札室

### 3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒254-0046

神奈川県平塚市立野町38-2 東京神奈川森林管理署

(2) 到着期限 5月11日（月曜日）17時00分必着。

\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

### 4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地（位置図参照）

ウ 伐採種（皆伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の（特約事項・入札条件等）については、別添「特約事項」を参照して下さい。

### 5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

## 8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

### (1) 代理人の入札への参加

#### ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

#### イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印（委任状と同じ印）が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

### (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

#### ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

#### イ 委任状を持参しない代理人のした入札

#### ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

#### エ 記名押印を欠く入札

- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札時刻に遅れてした入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

### （3）落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

## 10 契約の成立及び締結期限

- （1）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- （2）契約の締結期限は令和2年5月21日（木曜日）までとします。

## 11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

## 12 代金の延納

- （1）1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.69%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365 \text{日}$$

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- （2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- （3）延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

## 13 物件の引渡

- （1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- （2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この

場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を東京神奈川森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を東京神奈川森林管理署長に提出して下さい。

#### 1.4 各規程等の閲覧場所

##### (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：東京神奈川森林管理署又は東京神奈川森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：東京神奈川森林管理署で閲覧して下さい。

東京神奈川森林管理署のホームページアドレス

[http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tokyo\\_kanagawa/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tokyo_kanagawa/index.html)

##### (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、東京神奈川森林管理署業務グループ（立木公売担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

#### 1.5 その他留意事項

(1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。

(2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

(3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

#### 1.6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

東京神奈川森林管理署 業務グループ（立木公売担当）

電話番号050-3160-6010 FAX番号0463-32-2868

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください  
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

別添

## 特 約 事 項

### 1. 共通事項

- (1) 調査木は、全て伐倒、搬出して下さい。
- (2) 伐倒・搬出にあたっては、常に労働災害防止に努めるとともに、通行者等に注意をして作業を行ってください。  
また、林道等には注意喚起の看板等の設置を行ってください。

看板設置例

立木伐採搬出作業中

購入者： ○○林業（株）  
箇所： ○○国有林○○林小班  
搬出期限： 自 令和○○年○○月○○日  
                  至 令和○○年○○月○○日

- (3) 各法令を遵守するとともに火気等の取扱いには十分注意してください。
- (4) 枝条等については、下流への流出、崩壊等の原因となりますので、十分注意して処理してください。
- (5) 伐採等の着手・完了にあたっては、必ず管轄の森林官にご連絡ください。
- (6) 林道は施錠をしていますので、事前に東京神奈川森林管理署土木担当または管轄の森林官に問合せをしてください。
- (7) 伐採等の着手をする前に、「立木販売箇所の作業計画届」を管轄の森林官に提出してください。
- (8) 販売物件の搬出等に支障となり、伐採が必要となる立木が存在するかを現地案内の際や物件購入後に必ず確認をしてください。その搬出等支障木が分収林等で第三者の権利が存在する場合等には伐採を認めることができませんので、現地案内の際に管轄の森林官にご確認ください。

また、搬出等支障木は販売物件の材積の5%を超えることはできません。搬出等支障木は収穫調査・販売及び引渡し終了後に伐倒・搬出することを原則としていますので、支障木が発生した場合（支障木の発生が予想される場合を含む）には、速やかに管轄の森林官に連絡するようお願いいたします。

なお、販売物件内外の保安林等の伐倒及び土地の形質変更については、別途関係機関に伐採協議等必要となっており、協議等が終了しないと伐採等はできませんので、あらかじめご承知おきください。

(9) 公売物件内及び外縁・周辺には、国有林の土地境界標や基準点が設置されている場合がありますので、これらの標識の有無を現地確認や打合せの際に担当森林官に確認し、これらの標識が設置されている場合には、管轄の森林官の指示に従い必ず保全措置をとってください。

なお、誤ってこれらの標識を破損等してしまった場合は、買受人の経費負担により測量等のうえ復元していただくこととなりますので、十分ご注意をお願いします。

(10) 伐採区域界からおおよそ2m程度には、植栽時に獣害防護柵を設置するため、枝条等を積み上げないでください。

(11) 狩猟期間及び有害鳥獣駆除の際には、国有林野内で猟銃が使用される場合があります。関係猟友会等には、当署から「〇〇国有林〇〇林小班で作業予定あり発砲に注意されたい」旨の通知をすることとしていますが、作業箇所の周囲には「作業中発砲禁止」と表示した看板を必ず提示するようにしてください。

## 2. 搬出事項

(1) 作業道等の路網を作設して搬出を行う場合は、あらかじめ管轄の森林官と打合せを行ってください。作業道等の作設中及び搬出中に溪流等に土砂や土石が流出・転落しないように必要な対策を確実に行ってください。

また、搬出完了後に土砂や土石の流出等の恐れがある場合は、搬出届の提出前に盛土部分の原状回復や水切りの作設等必要な対策を講じてください。

(2) 林道への制限以上の車両の乗り入れは行なわないでください。制限以上の車両の乗り入れにより林道に損傷等を与えた場合は補償を求めることがあります。

(3) 物件の搬出期限を定めていますので、その期限内に搬出を完了してください。

## 物件番号（１・２号物件）の販売、契約について

本販売物件は、林業専用道開設工事に伴う工事支障木です。

伐採・搬出の完了後に、林業専用道及び附帯施設の工事を施工することから、搬出期間を延長することはできません。

このため、令和２年７月３１日までに全ての販売木の伐採・搬出を完了する必要があります。

上記のことから、売買契約締結期限及び代金納付期限に関わらず、速やかに売買契約を締結し代金を納付して引き渡しを受け、伐採・搬出作業に着手して下さい。

委 任 状 (例)

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日            令和    年    月    日
- 2 件            名
- 3 入札に関する一切の件

令和    年    月    日

住            所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

分任契約担当官

東京神奈川森林管理署長    清水 俊二    殿

**注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 . . . . .
- 4 委任期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 5 受任者使用印鑑

使用印鑑

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名



分任契約担当官  
東京神奈川森林管理署長 清水 俊二 殿

# 入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

東京神奈川森林管理署長 清水 俊二 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

(代理人)

氏 名

㊞

(注意事項)

- 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。



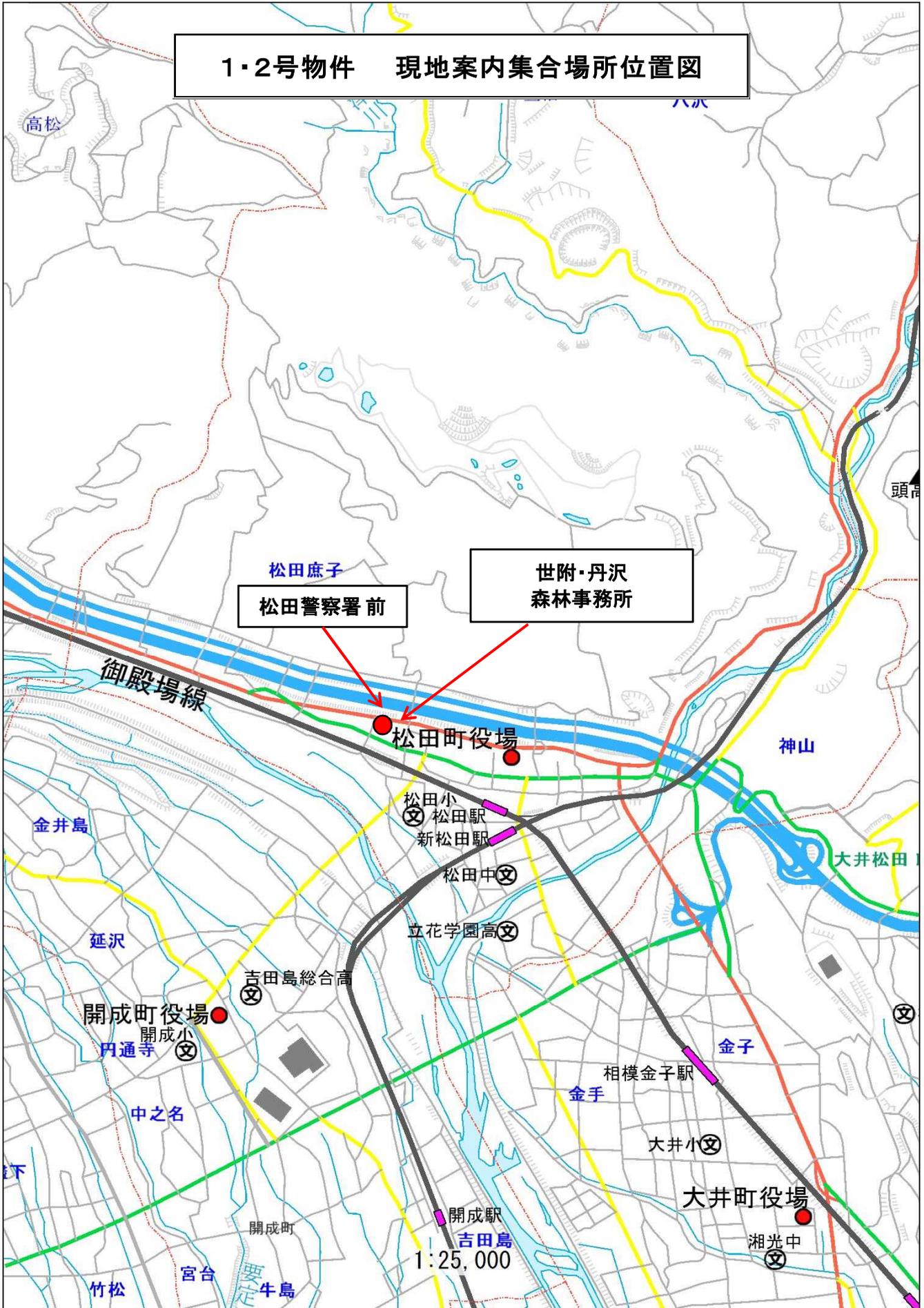
# 現地案内

入札番号	集合時間	集合場所	案内者	連絡先
1号 2号	令和2年4月23日 午前9時30分	松田町松田庶子 世附・丹沢 森林事務所	首席森林官 今井 裕一	TEL 0465-82-1716 (世附・丹沢森林事務所) TEL 050-3160-6010 (東京神奈川森林管理署)

## ※ 注意事項

1. 当日についてのお問い合わせや不明な点は、所轄の森林事務所又は東京神奈川森林管理署にお願いします。
2. 雨天決行いたしますので、雨具等は参加者各自でご用意ください。また、保護具等についても参加者各自で準備し、着用してください。
3. 林道は、一般の乗用車では、通行が困難な場所もございますので、悪路等走行可能な車で参加ください。  
なお、パンク等の非常事態にも対応できるように、車止め、牽引ロープ、スペアタイヤ等のご準備もしておいてください。
4. 現地の案内状況によっては、午後も引続き行くこともありますので、お弁当等については参加者各自で準備してください。
5. 当日参加できない方で、改めて現地案内をご希望される方は、東京神奈川森林管理署または管轄の森林事務所にご連絡ください。  
なお、土曜日、日曜日、祝日は休日となり、業務を行っておりませんのであらかじめご了承ください。また、無断での入林はご遠慮ください。

1・2号物件 現地案内集合場所位置図



# 入札箇所位置図

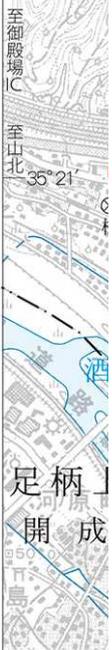
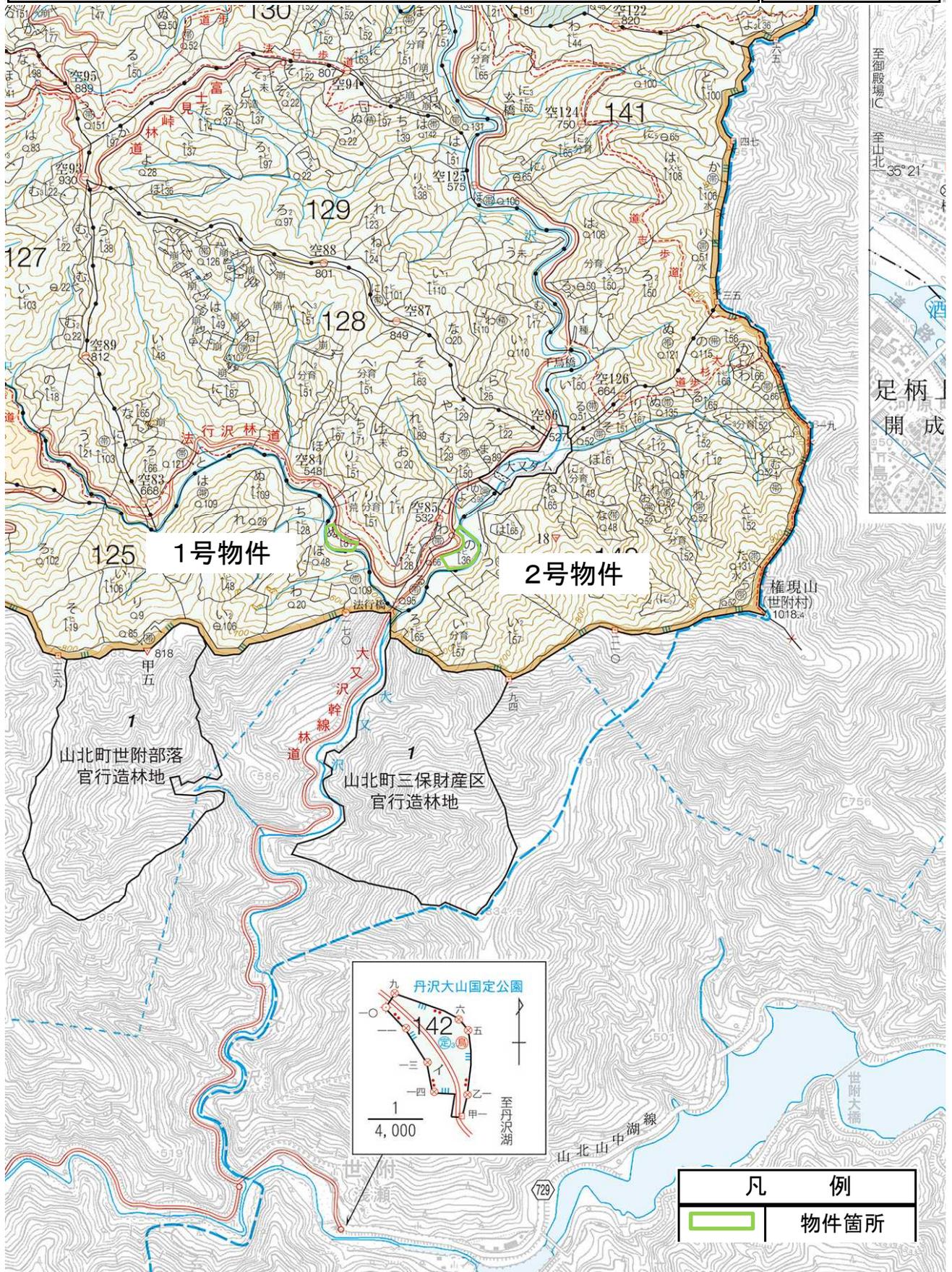
入札番号1・2号物件

(所在)

山北町世附中川国有林128ぬ林小班内  
128の林小班内



S=1/20,000



凡 例	
	物件箇所

入札箇所位置図

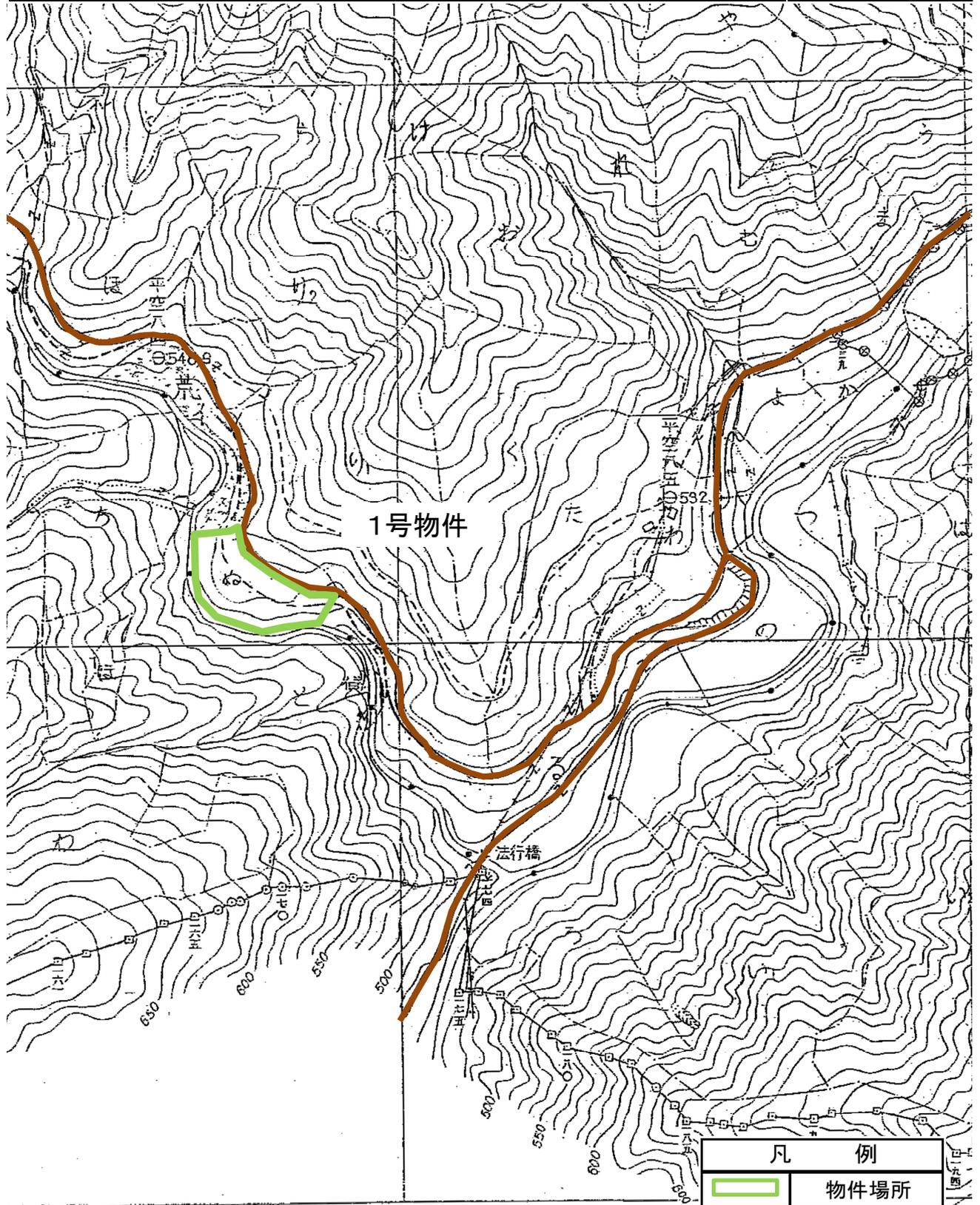
入札番号1号物件

(所在)

山北町世附中川国有林 128ぬ林小班



S=1/5,000



凡 例	
	物件場所
	林道

入札箇所位置図

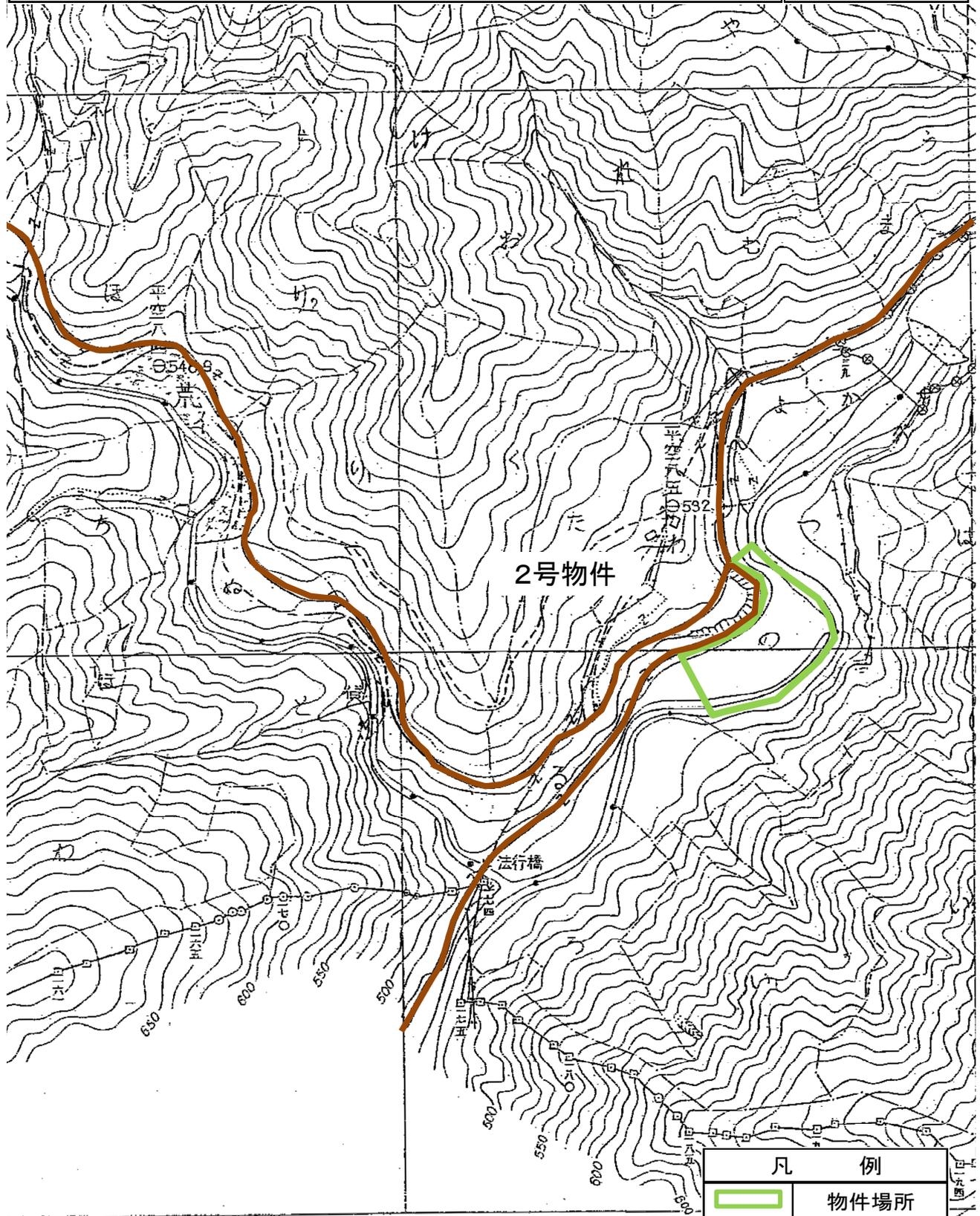
入札番号2号物件

(所在)

山北町世附 中川国有林 128の林小班



S=1/5,000



2号物件

运行橋

凡 例	
	物件場所
	林道

公売物件(入札番号1号)

128ぬ林小班 皆伐 0.32ha

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 51  
林班 : 128森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : ぬ国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
スギ	一般材	生立木	生立木		30	15	1	0.50	0.500	無
					32	12	1	0.47	0.470	無
					44	16	1	1.05	1.050	無
					44	18	2	2.40	1.200	無
					46	18	1	1.29	1.290	無
					48	18	1	1.37	1.370	無
					50	15	1	1.21	1.210	無
					50	19	1	1.53	1.530	無
					76	19	1	2.91	2.910	無
				品質計			10	12.73		
			態様計		46	17	10	12.73		
		生被計					10	12.73		
	材種計						10	12.73		
	低質材	生立木	生立木		12	6	2	0.08	0.040	無
					16	8	1	0.08	0.080	無
					16	11	1	0.11	0.110	無
					20	8	1	0.13	0.130	無
					20	10	1	0.16	0.160	無
					24	8	1	0.18	0.180	無
					24	10	1	0.22	0.220	無
					26	8	1	0.20	0.200	無
					26	9	1	0.23	0.230	無
				品質計			10	1.39		
			態様計		20	8	10	1.39		
		生被計					10	1.39		
	材種計						10	1.39		
- 樹種計 -							20	14.12		
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	中玉	20	11	1	0.17	0.170	無
					20	12	1	0.19	0.190	無
					22	15	2	0.56	0.280	無
					22	16	2	0.60	0.300	無
					24	11	1	0.23	0.230	無
					24	12	1	0.25	0.250	無
					24	13	1	0.28	0.280	無
					24	14	1	0.30	0.300	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 51  
林班 : 128森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : ぬ国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 区 分	生 被 別	態 様 区 分	品 質 区 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	中玉	24	15	1	0.33	0.330	無
					26	12	1	0.29	0.290	無
					26	13	3	0.96	0.320	無
					26	15	4	1.48	0.370	無
					26	16	1	0.40	0.400	無
					26	18	1	0.46	0.460	無
					28	13	1	0.36	0.360	無
					28	16	1	0.46	0.460	無
					30	12	1	0.37	0.370	無
					30	16	2	1.02	0.510	無
					30	17	2	1.10	0.550	無
					30	18	4	2.36	0.590	無
					32	14	1	0.49	0.490	無
					32	15	2	1.06	0.530	無
					32	16	4	2.28	0.570	無
					32	18	1	0.66	0.660	無
					34	14	1	0.54	0.540	無
					34	15	1	0.59	0.590	無
					34	17	2	1.36	0.680	無
					34	18	1	0.73	0.730	無
					36	14	1	0.60	0.600	無
					36	15	2	1.30	0.650	無
					36	16	3	2.10	0.700	無
					36	17	1	0.75	0.750	無
					36	18	3	2.43	0.810	無
					38	15	1	0.71	0.710	無
					38	16	1	0.77	0.770	無
					38	17	1	0.83	0.830	無
					40	16	1	0.84	0.840	無
					40	17	1	0.90	0.900	無
					40	18	1	0.97	0.970	無
					42	17	2	1.96	0.980	無
					44	18	1	1.14	1.140	無
					46	18	2	2.46	1.230	無
				品質計			66	37.64		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 51  
林班 : 128森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : ぬ国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 区 分	生 被 別	態 様 区 分	品 質 区 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木	態様計		32	16	66	37.64		
		生被計					66	37.64		
	材種計						66	37.64		
	低質材	生立木	生立木		12	6	2	0.06	0.030	無
					14	7	1	0.05	0.050	無
					14	8	1	0.06	0.060	無
					14	9	1	0.07	0.070	無
					18	10	2	0.26	0.130	無
					18	11	1	0.14	0.140	無
					18	12	1	0.15	0.150	無
					18	13	1	0.17	0.170	無
					18	14	1	0.18	0.180	無
					18	15	3	0.60	0.200	無
					20	10	3	0.45	0.150	無
					20	12	2	0.38	0.190	無
					20	14	1	0.22	0.220	無
					20	15	1	0.24	0.240	無
					22	12	1	0.22	0.220	無
					24	11	1	0.23	0.230	無
					26	12	1	0.29	0.290	無
					30	12	2	0.74	0.370	無
				品質計			26	4.51		
			態様計		18	11	26	4.51		
		生被計					26	4.51		
	材種計						26	4.51		
- 樹種計 -							92	42.15		
- N 計 -							112	56.27		
他 L	低質材	生立木	生立木		10	4	4	0.04	0.010	無
					12	4	1	0.02	0.020	無
					12	6	1	0.03	0.030	無
					12	8	1	0.04	0.040	無
					14	6	3	0.12	0.040	無
					16	6	3	0.15	0.050	無
					16	8	2	0.14	0.070	無
					16	10	1	0.09	0.090	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。



公売物件(入札番号2号)

128の林小班 皆伐 0.74ha

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 46  
林班 : 128森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : の国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 区 分	生 被 別	態 様 区 分	品 質 区 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	中玉	18	16	1	0.21	0.210	無
					20	13	1	0.20	0.200	無
					20	14	6	1.32	0.220	無
					20	15	4	0.96	0.240	無
					20	16	1	0.26	0.260	無
					22	13	1	0.24	0.240	無
					22	14	7	1.82	0.260	無
					22	15	10	2.80	0.280	無
					22	16	2	0.60	0.300	無
					22	17	1	0.33	0.330	無
					24	14	8	2.40	0.300	無
					24	15	18	5.94	0.330	無
					24	16	6	2.10	0.350	無
					24	17	3	1.14	0.380	無
					26	14	5	1.70	0.340	無
					26	15	10	3.70	0.370	無
					26	16	8	3.20	0.400	無
					26	17	3	1.29	0.430	無
					26	18	2	0.92	0.460	無
					28	15	10	4.20	0.420	無
					28	16	12	5.52	0.460	無
					28	17	4	1.96	0.490	無
					30	15	5	2.40	0.480	無
					30	16	16	8.16	0.510	無
					30	17	15	8.25	0.550	無
					30	18	5	2.95	0.590	無
					30	19	1	0.63	0.630	無
					32	15	4	2.12	0.530	無
					32	16	15	8.55	0.570	無
					32	17	5	3.10	0.620	無
					32	18	1	0.66	0.660	無
					34	15	1	0.59	0.590	無
					34	16	9	5.76	0.640	無
					34	17	12	8.16	0.680	無
					34	18	1	0.73	0.730	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 46  
林班 : 128森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : の国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	中玉	34	19	3	2.34	0.780	無
					36	16	4	2.80	0.700	無
					36	17	2	1.50	0.750	無
					36	18	7	5.67	0.810	無
					36	19	3	2.58	0.860	無
					38	13	2	1.20	0.600	無
					38	16	1	0.77	0.770	無
					38	17	4	3.32	0.830	無
					38	18	2	1.78	0.890	無
					38	19	1	0.94	0.940	無
					40	15	1	0.78	0.780	無
					40	16	2	1.68	0.840	無
					40	17	1	0.90	0.900	無
					40	18	5	4.85	0.970	無
					40	19	1	1.03	1.030	無
					42	14	1	0.78	0.780	無
					42	18	2	2.10	1.050	無
					42	19	2	2.24	1.120	無
					44	18	5	5.70	1.140	無
					44	19	1	1.21	1.210	無
					46	17	1	1.15	1.150	無
				品質計			264	140.19		
			態様計		30	16	264	140.19		
		生被計					264	140.19		
	材種計						264	140.19		
	低質材	生立木	生立木		10	6	1	0.03	0.030	無
					16	12	2	0.24	0.120	無
					16	14	1	0.15	0.150	無
					18	14	1	0.18	0.180	無
					20	14	3	0.66	0.220	無
					20	16	1	0.26	0.260	無
					22	15	3	0.84	0.280	無
					24	8	1	0.16	0.160	無
					24	14	2	0.60	0.300	無
					24	16	1	0.35	0.350	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 46  
林班 : 128

森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : の

国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 区 分	品 質 区 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		26	15	2	0.74	0.370	無
					28	13	1	0.36	0.360	無
					28	15	1	0.42	0.420	無
					28	16	3	1.38	0.460	無
					30	14	1	0.44	0.440	無
					30	17	1	0.55	0.550	無
					36	15	1	0.65	0.650	無
					38	18	1	0.89	0.890	無
					40	17	1	0.90	0.900	無
					42	14	1	0.78	0.780	無
					42	17	1	0.98	0.980	無
					46	18	1	1.23	1.230	無
				品質計			31	12.79		
			態様計		26	14	31	12.79		
		生被計					31	12.79		
	材種計						31	12.79		
- 樹種計 -							295	152.98		
モミ	低質材	生立木	生立木		28	14	1	0.44	0.440	無
				品質計			1	0.44		
			態様計		28	14	1	0.44		
		生被計					1	0.44		
	材種計						1	0.44		
- 樹種計 -							1	0.44		
- N 計 -							296	153.42		
他 L	低質材	生立木	生立木		12	6	3	0.09	0.030	無
					12	7	13	0.52	0.040	無
					12	8	4	0.16	0.040	無
					12	9	3	0.15	0.050	無
					12	10	1	0.05	0.050	無
					14	7	6	0.30	0.050	無
					14	8	6	0.36	0.060	無
					14	9	1	0.06	0.060	無
					14	10	2	0.14	0.070	無
					16	6	1	0.05	0.050	無
					16	7	3	0.18	0.060	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 46  
林班 : 128森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : の国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
他 L	低質材	生立木	生立木		16	8	1	0.07	0.070	無
					16	9	2	0.16	0.080	無
					16	10	6	0.54	0.090	無
					16	11	1	0.10	0.100	無
					16	12	1	0.11	0.110	無
					18	7	2	0.16	0.080	無
					18	8	2	0.18	0.090	無
					18	9	1	0.10	0.100	無
					18	10	6	0.66	0.110	無
					18	12	1	0.14	0.140	無
					20	8	4	0.44	0.110	無
					20	9	3	0.36	0.120	無
					20	10	2	0.28	0.140	無
					20	11	1	0.15	0.150	無
					20	12	2	0.34	0.170	無
					22	8	1	0.13	0.130	無
					22	9	1	0.15	0.150	無
					22	10	1	0.16	0.160	無
					22	11	1	0.18	0.180	無
					24	6	2	0.22	0.110	無
					24	7	1	0.13	0.130	無
					24	8	1	0.15	0.150	無
					24	11	1	0.21	0.210	無
					26	11	3	0.75	0.250	無
					26	12	2	0.54	0.270	無
					26	14	1	0.32	0.320	無
					28	11	1	0.28	0.280	無
					28	12	2	0.62	0.310	無
					30	9	3	0.78	0.260	無
					30	10	1	0.29	0.290	無
					30	11	3	0.96	0.320	無
					30	14	1	0.42	0.420	無
					32	11	1	0.36	0.360	無
					32	12	2	0.80	0.400	無
					32	14	1	0.47	0.470	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

## 樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 31 - 46  
林班 : 128森林事務所 : 世附森林事務所  
小班 : の国有林名 : 中川 9 2 7 番 1  
伐区 :

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
他 L	低質材	生立木	生立木		32	15	2	1.02	0.510	無
					34	10	2	0.74	0.370	無
					34	11	3	1.23	0.410	無
					34	14	1	0.53	0.530	無
					36	10	1	0.41	0.410	無
					36	14	1	0.59	0.590	無
					36	15	1	0.64	0.640	無
					38	12	1	0.55	0.550	無
					38	13	1	0.60	0.600	無
					38	14	2	1.30	0.650	無
					40	14	3	2.13	0.710	無
					42	12	1	0.66	0.660	無
					44	10	1	0.59	0.590	無
					44	18	1	1.12	1.120	無
					46	14	1	0.92	0.920	無
					46	15	1	1.00	1.000	無
					48	14	3	3.00	1.000	無
					48	16	1	1.16	1.160	無
					50	14	1	1.08	1.080	無
					50	16	1	1.25	1.250	無
					54	14	1	1.24	1.240	無
					54	15	1	1.34	1.340	無
					72	12	1	1.83	1.830	無
					80	11	1	2.01	2.010	無
				品質計			141	40.71		
			態様計		26	10	141	40.71		
		生被計					141	40.71		
	材種計						141	40.71		
- 樹種計 -							141	40.71		
- L 計 -							141	40.71		
- 合計 -							437	194.13		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。